

報道発表資料の配付日時 11月29日(火) 18時00分

発表項目	伊達市の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内（3 km以内）の農場における清浄性確認検査で陰性が確認されました。</p> <p>これを受け、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省との協議の結果を踏まえ、搬出制限区域（半径3～10km）を、明日（30日）0時に解除します。</p> <p>○ 清浄性確認検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農場：2農場 ・検査結果：臨床検査 異常なし 血清抗体検査 陰性 ウイルス分離検査 陰性 <p>○ 今後、新たな発生等がなければ、農場の防疫措置完了（11月13日）から21日が経過した後、農林水産省と協議の上、12月5日午前0時に移動制限区域（3 km以内）を解除します。</p> <p>○ なお、搬出制限区域に係る消毒ポイントは解除しますが、移動制限区域に設置した消毒ポイントは12月5日の解除まで継続します。</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。</p> <p>○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は発生農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u></p>		
他のクラブ との関係	<p>同時配付</p> <p>同時レク</p>		
担当 (連絡先)	<p>北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部(担当者：中谷)</p> <p>TEL：011-231-4111 (内線 27-104) ファックス：011-204-5375</p>		